

第七十三回帝國議會
衆議院

國家總動員法案委員會會議錄(速記)第十四回

付託議案
國家總動員法案(政府提出)

會議

昭和十三年三月十六日(水曜日)午後四時二十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 小川郷太郎君

理事中村不二男君 理事豐田 豐吉君

理事西岡竹次郎君 理事宮脇 長吉君

理事篠原 義政君 理事井阪 豐光君

理事西尾 末廣君

作田高太郎君 齋藤 隆夫君

櫻井兵五郎君 古屋 慶隆君

増田 義一君 山本 厚三君

林 平馬君 眞鍋 儀十君

眞鍋 勝君 小山 谷藏君

高橋壽太郎君 川崎末五郎君

長井 源君 立川 平君

小高長三郎君 泉 國三郎君

羽田武嗣郎君 板野 友造君

河上 哲太君 熊谷 直太君

猪野毛利榮君 若宮 貞夫君

岩元榮次郎君 坂田 道男君

藤本 拾助君 山崎 常吉君

清瀬 一郎君 守屋 榮夫君

三輪 壽壯君 淺沼稻次郎君

今井 新造君 三田村武夫君

出席國務大臣左ノ如シ

內閣總理大臣 公爵近衛 文麿君

外務大臣 廣田 弘毅君

海軍大臣 米内 光政君

司法大臣 鹽野 季彦君

陸軍大臣 杉山 元君

遞信大臣 永井柳太郎君

大藏大臣 賀屋 興宣君

鐵道大臣 中島知久平君

拓務大臣 大谷 尊由君

文部大臣兼 侯爵木戸 幸一君

厚生大臣 末次 信正君

出席政府委員左ノ如シ

內閣書記官長 風見 章君

法制局長官 船田 中君

企畫院總裁 瀧 正雄君

企畫院次長 青木 一男君

企畫院部長 植村甲午郎君

企畫院部長 橫山 勇君

企畫院書記官 内田源兵衛君

內務政務次官 勝田 永吉君

內務參與官 木村 正義君

內務省地方局長 坂 千秋君

內務省警保局長 富田 健治君

大藏書記官 入江 昂君

陸軍政務次官 加藤久米四郎君

陸軍參與官 比佐 昌平君

陸軍中將 山脇 正隆君

海軍政務次官 一宮房治郎君

海軍參與官 岸田 正記君

海軍主計中將 村上 春一君

海軍少將 井上 成美君

海軍主計大佐 山本丑之助君

司法省刑事局長 松阪 廣政君

司法省調查部長 井上 登君

文部政務次官 内ヶ崎作三郎君

文部參與官 池崎 忠孝君

厚生省勞働局長 成田 一郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

國家總動員法案(政府提出)

○小川委員長 是ヨリ會議ヲ開キマス、前

回ニ於テ大體質疑ハ終了シテ居リマスガ、

此際本案ニ對スル委員會ノ態度決定ニ當リ

マシテ、政府ノ答辯ノ明瞭デナカッタモノ、

又重要ト認メ得ベキ事項ニ付キマシテ之ヲ

明瞭ニスル爲メ、及ビ政府ノ言明ヲ求ムル

爲メ、發言ノ通告ガアリマスカラ之ヲ許可

致シマス——齋藤隆夫君

○齋藤委員 只今委員長ノ御宣告ノ如ク、

質問ハ大體終了致シテシマッタノデアリマ

スルガ、少シ明ニシテ置キタイ重要ナル點

ガ數箇條アリマスカラ、是ヨリソレ等ノ點

ニ付テ極メテ簡單ニ御尋致シマスカラ、政

府側ニ於テモ簡單ニ御答ヲ願ヒタイノデア

リマス、第一ハ、本案ガ兩院ヲ通過シタル

時ハ、政府ハ直チニ之ヲ公布スルノデア

カ、是ガ第一ノ質問デアリマス

○鹽野國務大臣 御答致シマス、本案ガ兩

院ヲ通過致シマシタ時ハ直チニ公布ノ手續

ヲ執リマス、公布ニナリマシタナラバ必要

ナル準備ヲ整ヘマシタル上、勅令ヲ以テ本

法ヲ施行スル方針デアリマス

○齋藤委員 法案中ノ戰時ニ關スル規定ノ

中ニハ、殆ド各條ニ「戰時ニ際シ」ト云フ文句

ガ現ハレテ居ルノデアリマスルガ、更ニ第

一條ニ於キマシテハ、戰時ト云フ文字ノ中

ニハ「戰爭ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム」ト云

フコトニナッテ居ルノデアリマスルガ、此戰

時、事變ヲ法律的ニ決定セラレルノハドウ

云フ方法ニ依ルノデアリマスカ

○鹽野國務大臣 戰時ハ固ヨリ戰爭ノ緊

迫セル時期ヲモ包含セルモノデアリマス、ソレデ戰時及ビ事變ノ法律的决定ノ方法ハ、宣戰布告ニ依ッテ戰時トナルノデアリマス、宣戰ノ布告ガナクシテ本法ノ發動ヲ要スル場合ニ於キマシテハ、勅裁ヲ仰ギ之ヲ發動セシムルモノデアリマス、此勅裁ハ適當ノ時期ニ之ヲ公布スルモノデアリマス

○齋藤委員 次ニ「戰時ニ際シ」ト云フコトハ、宣戰ノ公告若クハ戰時ニ準ズベキ事變ヲ法律的二公布セラレタル以後ヲ意味スルノデアリマスルカ、若クハ、其以前モ此中ニ包含セラレテ居ルノデアリマスルカ、之ヲ明ニシテ置キタイノデアリマス

○鹽野國務大臣 「戰時ニ際シ」ト云フ意味ハ、戰時ハ固ヨリ、戰爭ノ緊迫セル時期ヲモ包含スルモノデアリマス、其前ト其後ニ於テ相當近イ所ガ「際シ」ト云フコトニナリマス

○齋藤委員 其點ガ極メテ不明確デアリマスガ、「戰時ニ際シ」ト云フコトハ、戰時以後ハ無論ノ事デアルガ、戰時以前ニモ及ブト云フノデアリマスガ、假ニ宣戰ノ布告ガナイ以前ニ於テ此法律ヲ適用スル、所ガ其後ノ事情ニ依ッテ俄カニ宣戰ノ布告ガヤメラレル、即チ戰時行爲ガ中絶スルト云フ場合ニ於キマシテハ、戰時ト云フコトガ起ラ

ヌノデアリマス、「戰時ニ際シ」ト云フコトガ起ラヌノデアリマスガ、起ラヌ時ニ於テ此法律ガ施行セラレルト云フコトハ、此法文ノ法條ト矛盾スル所ガアルヤウニ思ヒマスガ、ソコハ如何デアリマスカ

○鹽野國務大臣 此點ハ前ニ申上ゲマシタルヤウニ、宣戰ノ布告ナクシテ、本法ノ發動ヲ要スル場合ニナレバ、勅令ヲ仰ギテ之ヲ發動セントスルモノデアリマス

○齋藤委員 ソレナラバ勅裁ヲ仰イデ、公布セラレタル其以前ニ於テハ、本法ハ適用出來ナイモノデアリマスカ

○青木政府委員 只今司法大臣カラ御述ノ通り、宣戰ノ布告アル前ニ於キマシテ本法ヲ發動致シマスル場合ハ、勅裁ヲ經ルノデアリマスガ、此勅裁ハ直チニ公布スルトハ決リマセヌ、或ル期間機密ヲ要スル關係上、若干後ニナルト思フノデアリマスガ、併シ政府内部ノ決定ハ其時ニ確定致シマスノデ、發動ハ勅裁ヲ經タ時カラ發生致シマス

○齋藤委員 是ハドウモ少シ解セナイノデアリマスガ、勅裁ヲ仰イデ政府ノ内部ニ於テソレヲ祕密ニシテ居ラレタ所ガ、之ヲ國民ノ間ニ公布シナイ以上ハ——法律ハ國民全體ニ對シテ行ハレルノデアリマスルカラ、國民ガ知ラナイ間ニ、此法律ヲバ國民全般

ニ向ッテ適用スルト云フコトハ、ドウモ法理上ニ於テ是ハ許スベカラザルコトト思ヒマスガ、ソコハモウ少シ進ンダ説明ハアリマセヌカ

○青木政府委員 「戰時ニ際シ」ト云フ言葉ノ用例デ、戰爭ノ中絶シタル若干期間ノ入リマスコトハ、軍ノ召集其他ノ法規ニ於テ其例ガ少クアリマセヌ、只今御話ノ如ク、國民ガ知ラヌ間ニ此法律ガ發動シテ、結局罰則ノ適用ヲ見ルト云フコトニ付テ御懸念カト思ヒマスガ、此法律ハ施行サレマスルト、積極的ニ政府ガ個々ノ命令或ハ禁止制限ノ處分ガアリマシテ、シレニ從フカ、從ハナイカト云フコトガ、國民トシテハ利害關係ガアルノデアリマスルカ、一般ノ國民ノ知ラズトモ、本法ノ適用ハ差支ナク、又各人ニ付テモ別ニ不測ノ不利益ナル影響ヲ與ヘルコトハナイト考ヘテ居ル次第デアリマス

○齋藤委員 其點ハ極メテ不明確デアリマス、法理的ニ觀察致シマスルト、私共満足出來ナイノデアリマスルケレドモ、併シソレハマア姑ク此儘ニ止メテ置キマセウ

次ニ本案ノ中ノ戰時ニ際シテ必要ナル勅令ハ、戰時ニ入リタル時ニ公布セラレルノデアルカ、又ハ其以前ニモ公布セラレルコ

トガアリマスカ、ソレヲ伺ッテ置キマス

○鹽野國務大臣 大體戰時ニ入リマシテ公布スルコトナルノデアリマスガ、手續等ニ屬スル勅令ハ、ソレ以前ニ於テモ公布スルモノデアリマス

○齋藤委員 次ニ戰時ニ關スル條項ガ十六、七條アリマスガ、此等ノ條項ハ、ソレゾレ必要ニ應ジテ、各條ヲ各別ニ施行セラル、コトガアリマスカ、又ハ之ヲ全部一括シテ一時ニ施行セラレルノデアリマスカ、此點ヲ明ニシテ置キタイ、例ヘバ第二十條ノ新聞紙ニ關スルヤウナコトハ、他ノ條項ト離レテ、獨立施行セラレルヤウナコトガアリマスカ、此點ヲ明ニシテ置キタイ

○鹽野國務大臣 本法ハ施行期日ヲ定ムル勅令ニ依リマシテ、全部一度ニ施行セラルルコトニナルノデアリマスガ、此各條ノ適用ニ至リマシテハ、必要ノ都度各別ニ之ヲ行フコトニナルノデアリマス

○齋藤委員 全部施行セラレルノデハアルケレドモ、適用ハ各條各別ニ適用スルト云フノデアリマスガ、全部施行ニナルト云フコトハ、即チ全部ヲ實行スルト云フ意味ナノデスカ、施行ハ全部ヤッテ適用ハ各條各別ニヤルト云フコトハ、一寸ドウモ分リ兼ねルノデアリマス、其處ハドウデアリマスカ

○青木政府委員 本法ハ附則ニ依リマシテ、

施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ定メルコトニナッテ
居リマスカラ、其施行勅令ガ出マスレバ、
法律トシテハ全部的ニ施行サレ、即チ法律

トシテノ效力ヲ發揮シマス、換言致シマス
レバ、ドノ條項デモ實際ニ發動シ得ル狀態
ニ入ルノデアリマス、而シテ之ヲ現實下ノ

條項ヲ適用シテ、或ハ勅令ヲ公布シ、或ハ
個々ノ行政處分ヲ致スカト云フコトハ、只
今御述ニナリマシタ如クソレノ狀況ニ

依ルノデアリマス
○齋藤委員 其點モドウモハツクリシナイ
ノデアリマスケレドモ、是ハ姑ク此儘措イ
テ置キマセウ

是ハ條文ノコトデアリマスガ、一ツ第三
十一條ヲ御覽下サイ、第三十一條ニハ「政
府ハ國家總動員上必要アルトキハ命令ノ定

ムル所ニ依リ報告ヲ徴シ」ト云フコトガア
リマスガ、是ハ何人ヨリ、又何者ヨリ報告
ヲ徴スルト云フ意味デアリマスガ、之ヲ明

ニシテ置キタイ
○青木政府委員 國家總動員上必要アリマ
ス場合ハ、命令ノ定ムル所ニ依リマシテ、
其目的トスル當該事項ニ關係ノアルモノ

ハ、其範圍ノ何レノ部分ニ付テモ報告ヲ徴
スル、斯ウ云フ解釋デゴザイマス

○齋藤委員 ソレハ命令デ定メラレルノデ

アリマスガ、即チ報告ヲ徴スル對象トナル
ベキモノハ、命令ニ依ッテ豫メ定メラレルノ
デアリマスガ、ドウデアリマスガ

○青木政府委員 命令ニ於テ範圍ヲ定メマ
ス
○齋藤委員 モウ一ツ、第三十一條ノ後段

ニ「必要ナル場所ニ臨檢シ業務ノ狀況若ハ
帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコト
ヲ得」ト云フノデアリマスガ、他ノ條文ニ

ハ大概總動員業務ト云フ形容詞ガ付イテ居
ルノデアリマスガ、此條文ニハ唯業務トアッ
テ、ドノ業務デアルカ一向分ヲヌノデアリ

マスガ、此業務ト云フモノノ範圍ハドウ云
フモノニ屬スルノデアリマスガ、ソレヲ明
ニシテ置キタイ

○青木政府委員 第三十一條ノ業務ト申シ
マスノハ、普通會社ノ業務ト云フヤウナ場
合ニ用ヒマス業務ノ意味デアリマシテ、總

動員業務ニ限ル意味デアリマセヌ、其必
要ナル場合トシテ一ツノ例ヲ申シマス、
例ヘバ第十六條ニ依リマシテ、不急ノ事業

ニ屬スル設備ニ付キマシテハ、其擴張ヲ制
限スルト云フヤウナコトガ豫想サレマス
ガ、サウ云フ場合ニ、其政府ノ處分ヲ適當
ニ致ス爲ニハ、或ハ其事業ノ業務ノ狀況ヲ

實際ニ調ベル必要ガアル、斯ウ云フヤウナ
コトモ豫想サレルノデゴザイマス

○齋藤委員 サウスルト、此業務ハ會社ニ
限ラズ、個人ノ業務モ含ンデ居ルノデアリ
マスガ

○青木政府委員 只今例トシテハ會社ノコ
トヲ申上ガマシタガ、個人ノ場合モ入ルノ
デアリマス

○齋藤委員 次ニ第五十條ノ國家總動員審
議會ノコトニ付テ御尋致シマス、此審議會

ノ構成ハ如何ナル分子ヲ以テナサルベキモ
ノデアアルカト云フコトハ、委員會ニ於テ
モ、委員ノ方々カラ相當ニ質問ガアリマシ

テ、政府委員ノ方及ビ總理大臣自身ニ於テ
モ御答辯ニナッテ居ルノデアリマス、併ナガ
ラ其御答辯ノ中ニ於テモ、十分ニ考慮スルト

云フヤウナ御答ガアリマシテ、其考慮ノ結
果ガドウナッテ居ルカト云フコトモ、マダ今
日マデ明ニナッテ居ラスノデアリマス、吾々

ハ此審議會ニハ最モ重キヲ置イテ居ルノデ
アリマス、何故デアアルカト申シマス、御
承知ノ通りニ、本案ニ於キマシテ内容其他

ニ付テ色々質問應答ガ交換サレテ居リマス
ガ、吾々ノ見ル所ニ依リマス、廣汎ナル
立法事項ヲバ勅令ニ委任スルト云フコト
ガ、最モ重點ト相成ッテ居ルノデアリマス、

併ナガラ退イテ考ヘマスルト、此廣範圍ナ
ル所ノ委任立法ノ範圍ヲ縮小スルガ爲ニ、

此法案ニ手ヲ著ケルト云フコトハ中々難カ
シイ、政府ニ此法案ヲ返上シテ法案ヲ作リ
替ヘテ貰ヒタイト言ウタ所デ、今日政府ノ

立場ニ於テハサウ云フコトハ出來ルモノデ
ナイ、又吾々ノ方デ積極的ニ此法案ニ立法
事項ヲバヨリ以上ニ明記ショウト言ツタ所

デ、立法技術ノ上ニ於テ中々出來ルコトデ
ハナイ、幸ニシテ此第五十條ニ審議會ト云
フモノガ設ケラレテ居リマスルカラ、又此

審議會ニハ貴衆兩院ノ議員ヲ組織分子ノ中ニ
加ヘラレルト云フコトデアリマスカラ——此
審議會ハ無論議會其モノデハナイノデアリ

マス、議會其モノデハナイガ、實質的ニ於テ議
會ノ權能ヲバ此審議會ニ於テ行ハシムル、
直接デハナイガ間接的ニ、形式的デハナイ

ガ實質的ニ、多數デハナイガ少數デモ宜シ
イ、兎ニ角議會ハ此審議會ヲ通ジテ、立法
協贊權ヲ或ル程度ニ於テ行ヒタイト云フ趣

旨カラシテ、吾々ハ此審議會ニ最モ重キヲ
置イテ居ルノデアリマス、ソコデ此審議會
ハドウ云フ組織デヤラレルノデアアルカ、私

ノ只今申シマシタ所ノ趣旨ニ依レバ、ドウ
シテモ此審議會ハ議會ノ性質ヲ相當ニ含ン
デ居ルト云フ意味ニ於テ、此審議會ノ組織

ヲ要求致シタイノデアリマス、ソレヲスルニ付キマシテハ、ドウシテモ審議會ノ組織分子ハ主トシテ貴族院及び衆議院議員ヲ以テ充テラレルト云フコトガ、吾々ノ趣旨ヲ實現スルニ付テ最モ必要ナコトト考ヘテ居ルノデアリマス、此見地ニ立チマシテ、此審議會ノ組織ニ付テ、更ニ一層進シテ所ノ總理大臣ノ御意見ヲ此際ニ明ニシテ置キタイノデアリマス

○近衛國務大臣 第五十條ノ審議會ノ構成ニ付キマシテハ、大體ノ所ハ此委員會ニ於キマシテ既ニ屢、申述ベタノデアリマス、委員ノ過半數ハ貴衆兩院議員ヲ以テ之ニ充テル考デ居リマス、之ニ依ッテ只今ノ御趣旨ニ適フコトト思ヒマス

○齋藤委員 吾々ノ手許ニ國家總動員法案施行要綱ト云フノガ出テ居リマスルガ、此第五十條關係ノ第四ニ於テ「委員及臨時委員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官、貴族院議員、衆議院議員及學識経験アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命スルコト」第二項ニ於テ「前項ノ貴族院議員及衆議院議員ハ委員ノ過半數ヲ占ムルコト」斯ウ云フ要綱ガアリマスルガ、只今總理大臣ノ御答ニナリマシタ御趣旨ハ、此要綱ト同一ノモノデアルト看做シテ差支ハナイト思ヒ

マスルカラ、之ニ對スル質問ハ是デ終リマ

ス 次ニ最後ニ於テ、私ガ去ル十一日ニ質問致シテ憲法上ノ問題ニ付テ、半分ハ御答ニナッテ居リマススケレドモ、半分ハマダ御答ニナッテ居ラヌノミナラズ、御答ニナッタ言ハレル其要領ハ明デアリマセヌカラ、是モ極メテ簡單デアリマスルカラ御尋ヲ致シマス、政府側ニ於テモ簡單ニ御答ヲ願ヒマス、詰

リ此法案ノ戰時ニ關スル要綱ノ中ニ於ケル委任立法、即チ勅令ニ依ッテ規定スル所ノ立法事項デアリマス、是ハ別ニ法律ノ委任ニ依ラズトモ、議會ノ干涉ガナクトモ、當然憲法第三十一條ノ規定ニ依ッテ、即チ大權ノ發動ニ依ッテ出來得ベキコトデアルト云フ

所マデハ、政府委員ニ於テ明ニ答ヘテ居ラレマス、所ガ其次ニ大權ノ發動ニ依ッテ當然ニ出來得ベキ所ノ勅令デアルナラバ、何ガ故ニ議會ノ協賛ヲ仰グカ、何ガ故ニ委任ガ必要デアルカ、大權ノ獨立ニ依ッテ自由自在ニ出來得ベキ勅令ヲ議會ガ干涉シ、若クハ議會ガ委任スルト云フ、ソコニ憲法上ノ法理ニ於テ間違ガアルノデハナイカト云フノガ質問ノ要點デアリマス、之ヲ唯ソレノ方ガ妥當デアルト云フダケノ答辯ニナッテ居リマスガ、ソレハ妥當論デアッテ法理論デナ

イノデアリマス、此點ヲ此際ニ於テ明ニシテ置キタイト思ヒマス、先例ニ關スル問題デモナク、又常識ニ關スル問題デモナイ、此法理上ノ點ニ付テ政府ノ見解ヲ明ニシテ置キタイ、重ネテ申シマスルガ、大權ノ獨立ニ依ッテ出來得ベキコトヲ、何ガ故ニ議會ノ協賛ヲ經ルノデアルカ、何ガ故ニ委任立法ニ定メテ居ルノデアルカ、是ダケノコトデアリマスルカラ、此點ニ關スル政府ノ見解ヲ簡單ニ御答ヲ願ヒマス

○青木政府委員 只今總理大臣ヨリ御答ニナリマシタコトハ、今日御配付ヲ致シマシタ要綱ニアルノ同様デゴザイマス

次ニ先般御尋ノ、本法ニ依ッテ勅令ニ委任セラレタル立法事項ニ付テ、憲法第三十一條ノ非常大權ノ作用ニ俟テ十分デアルノニ、何ガ故ニ強ヒテ委任ノ形ヲ取ツカト云フ御趣旨ノ御尋デアリマスガ、先般來政府ヨリ屢、申上ゲデアリマス如ク、戰時ニ於ケル諸種ノ對策ヲ講ズル場合ニ、憲法第三十一條ノ非常大權ノ發動ニ俟ツコトモ勿論一ツノ行キ方デアリマスガ、政府ハ寧ろ出來ルダケ普通ノ立法手段ヲ講ジテ之ニ對處スルノガ、憲法ノ精神ニ合致スルト云フ趣旨カラ、本法ヲ提案致シタ次第デアリマス、而シテ此法律ニハ大綱ハ規定シテアリマス

ガ、中ニハ立法事項ニ付テ法律ト同様ノ效力アル勅令ガ公布サレマセヌト、十分ニ働カナイ分ガアルノデアリマシテ、其際御説ノ如ク、此法律ニ附帶シテ憲法第三十一條ノ發動ヲ仰グト云フコトハ適當デナイ、ヤハリ從來ノ例ニ依リマシテ委任命令ノ形デ、此法律自體ノ系統ニ於テ十分ナ形ヲ整ヘルノガ適當デアアル、斯ウ云フ風ニ政府ハ確信シテ居ル次第デゴザイマス

○齋藤委員 結局適當不適當ノ議論デアリマシテ、私ガ最初ニ申シマシタ所ノ憲法ノ法理ニハ少シモ觸レテ居リマセヌ、併ナガラ此議論ヲ進メマスト限リガアリマセヌカラ、私ハ此問題ニ付キマシテハ遺憾ナガラ政府トハ見解ヲ異ニスル點ガアリマスケレドモ、今日ハ之ヲ申上ゲマセヌ、私ノ質問ハ是デ終了致シマス

○小川委員長 宮脇長吉君

○宮脇委員 極メテ簡單ニ二項目ニ付テ御同致シタイ、先般陸軍大臣ニ御同致シマシタ第五十條ノ括弧ノ中ノ軍機ニ關スル點デアリマスガ、陸軍大臣ノ御答辯ニナリマシタヤウナ次第ナラバ、第五十條ノ括弧内ノ文句ハ私ハ必要ト思ヒマス、之ニ關シ陸軍大臣ノ御意向ガ、若シ之ヲ存置スルト云フノナラバ、簡單ニ其理由ヲ承リタイ

○杉山國務大臣 只今ノ御尋ニ對シマシテハ、存置ヲ致シタイト存ジテ居リマス、軍機ニ關係致シテ居リマス事項ヲ除キマスルト云フ事柄ハ、既ニ説明致シマシタヤウニ、軍事ノ祕密ニ關スル事柄ヲ除クト云フ意味合デアリマシテ、尙ホ言換ヘマスレバ軍事ノ祕密ヲ察知セラル、虞ノアルモノヲ除キタイト思フノデアリマス

○宮脇委員 軍事ニ關スルモノヲ除クト仰シヤッタデスガ、ソレナラバ是ハ當然デアッテ必要ナイト思フ、何人ガ軍機ニ關スルモノヲ、文官若クハ貴衆兩院議員或ハ學識經驗アル者、其委員會ニ諮問シマセウ、私ハ斯ウ云フコトハ間違ナラバ間違トシテ、虛心坦懷ニ除ケタ方ガ男ラシイト思フ

次ノ問題ハ、此間ヤハリ質問シタ問題デアリマスガ、杉山陸軍大臣ハ「國家總動員ガ極メテ廣大ナル範圍ヲ持ッテ居リマス關係上、愈、此法ガ發動シマスヤウニナリマシタ際ニ於キマシハ、即チ發動スル場合ニ於キマシテハ、只今ノ如キ機構ヲ以テハ到底實行スルコトハ困難デアルト考ヘテ居リマス、即チドウ云フ名前ニナリマスルカ、軍需省ト申シマスルカ、或ハ斯ウ云フヤウナ有力ナ機關ヲ設ケマシテ、此法ノ十分ニ效果ヲ擧ゲマスヤウニ致サナケレバナラスモノデハナイカト考ヘ

テ居ルノデアリマス、」斯ウ言ウテ居リマス、茲ニ特ニ注意ヲ要スルノハ、愈、本案ガ發動致シマスヤウニナリマシタ際ニ於キマシテハト言ウテ、名前ハ兎モ角モ、軍需省見タヤウナモノヲ作ルト云フコトデス、私ハ是ハ陸軍大臣ガ何カ前カラ十分ニ研究シテ居ッテ、斯ウ云フ腹案ガアッテ申シタノナラバ尙ホ進ンデ御伺シタイ、若シサウ云フ確乎タル腹案ナク、甚ダ失禮ダガ思付キナラバ私ハ深く問ヒマセヌ、之ヲ御伺致シマス

○杉山國務大臣 只今宮脇君カラ御尋ニナリマシタ件ニ付キマシテハ、曩ニ海軍大臣カラ御答致シマシタヤウニ、國家總動員ノ運用機關トシテハ、一、中央統轄機關トシテ之ヲ統轄スルノハ内閣デアリマシテ、内閣總理大臣ハ國家總動員ノ總括事項ニ付テ其責ニ任ジ、企畫院ハ内閣總理大臣ノ管理ノ下ニ國家總動員ノ調整統一ニ關スル事務ヲ司ルモノデアル、二、中央ノ執行機關トシテハ各事項ノ執行ハ官制ノ定ムル所ニ依リ各省大臣其責ニ任ズルモノトス、三、戰時特設機關、戰爭ノ規模ニ應ジ之ニ即應スル如ク所要機關ノ新設又ハ擴充ヲ爲スモノトス、私ノ先般御話致シタノハ、此第三項ニ屬スルモノデアリマス

○宮脇委員 ソレナラバモウ少し聽カナケ

レバナラス、是ハ極メテ重要ナコトデアリマス、陸軍大臣ハ前申スヤウニ、此法ガ發動致シマスルヤウニナリマシタ際ニ於キマシテハ、此場合ニ軍需省ヲ作ル——海軍大臣ハ斯ウ言ッテ居ル、私ガ斯ウ御尋シタ、陸軍大臣ハ斯ウ「云フ答辯ガアッタガ、」名前ハ別トシテ、海軍大臣ハ、陸軍大臣ノ言フヤウニ本法運用ノ機關トシテ軍需省ノ如キモノヲ作ルヤウナ御意見ハアリマセヌカ、之ヲ御伺致シマス、」之ニ對シテ米内國務大臣ハ「名前ハドウ云フ名前ニナリマスカ、又其當時ノ情勢ニ依ッテドウ云フ規模ノモノヲ作ラナケレバナラスカ、只今此處デ見當ガ付キマセヌガ、大體ニ於キマシテ、龐大ナ機關ヲ必要トシタイト考ヘテ居リマス、」斯ウ言ッテ居ル、ソコデ何人ガ考ヘマシテモ是ハ明ニ矛盾ガアル、ソコデ考ヘルノハ、

本法ヲ發動致シマスル場合ニ於キマシテ、假ニ陸相ノ言フヤウニ軍需省ヲ作ル、サスレバ本法ノ内容カラ見マシテ、軍機ノ事項ハ頗ル多イノデアリマス、軍機ノ事項ヲ扱フ關係上、ドウシテモ統帥ニ關スルカラシテ、其事務ハ軍人ガ扱ハナケレバナラス、然ルニ一方本法制定ノ要旨ハ、單ニ軍事問題ノミナラズ、戰時ニ於テ國民ノ生活ノ安定モ圖リ、國富ノ増進モ圖ラウ、斯ウ云フ

コトハ固ヨリ經濟關係ノ各省デ扱ハナケレバナラス、軍需省一本デ行ケルモノデハアリマセヌ、統帥權ヲ國務外ニ置イテアル日本ノ國ニ於キマシテ、ドウシテ是ガ軍需省一本デ行ケマセウカ、統帥權ニ懸レバ軍人ガヤラナケレバナラス、而シテ經濟關係ニ於キマシテハ到底軍人デハ出來ナイ、故ニ此間海軍大臣ガ仰セラレタヤウニ、企畫院ハ内閣總理大臣ノ管理ノ下ニ、國家總動員ノ調整統一ニ關スル事務ヲ司ル、而シテ各省ハ各々平時ノ所管ヲ分擔ラシ、即チ各省各々總動員ノ事務ヲ扱ハナケレバナラス、アタガ若シ軍需省カ何カラ作ッテ之ヲ統一シヨウト云フ御考ガアルナラバ、是ハ到底本法ノ活用ハ出來ナイ、私ハ過般來質問應答ヲ見テ居リマシテ、現内閣諸公ガ此法案ノ發動ノ場合ニ於テ、運用ニ付テ如何ナル用意ヲセラレテ居ルカト云フ點ニ付キマシテハ、如何ニモ貧弱デアル、殆ド不用意デアル、私共ハ今ソレヲ責メル譯デハアリマセヌガ、一般國民ニ對シテ、戰時デアルカラ、國家非常時デアルカラ、總テモノヲ犠牲ニシテ、生活狀態モ一變ヲシテ、財産、生命全部抛ッテシマヘ、國家ニ奉公シロト云フ所ノ法案ヲ作ルノデアル、故ニ之ヲ運用スル上ニ於テハ萬遺憾ナイヤウニ、最モ效

果的ニヤラナケレバナラス、ソレガ爲ニ私ハ非常ナル準備ガ要ルト思フ、然ルニ陸軍大臣ハ閣員ノ一員トシテ居ッテ、軍需省ミタイナモノヲ作ッテ、一省デ統轄シヨウト思フノデアルナラバ、大キナ間違デアル、是ガ一省デ統轄出來ルヤウナ國情ト思フナラバ、全ク見當違ヒデアル、私ハ是レ以上ハ申シマセヌガ、尙ホ之ニ付テハ十分ナ御研究ヲ願ヒタイ、要スルニ軍需省ニ付キマシテハ陸軍大臣ハ軍需省ナドト云フコトニ付テハ考ヘテ居ラナイト云フノナラバ格別デスガ、モウ一度御意見ヲ伺ヒタイ

○杉山國務大臣 宮脇君ノ御尋ニ對シマシテハ、只今私が述べマシタ意見ト同ジデアリマス

○宮脇委員 是レ以上ハ私ハ了解致シマセヌガ、質問ヲ致シマセヌ、是デ止メテ置キマス

○小川委員長 是ニテ質疑ハ終了致シマシタ、是ヨリ討論ニ入リマス——

○豊田委員 私ハ民政黨ヲ代表致シマシテ、本案ニ對シ簡單ニ賛成ノ意ヲ表シタイト存ジマス、本法案ノ趣旨ハ、時局ノ重大性ニ鑑ミマシテ、吾々ノ夙ニ賛意ヲ表スル所デアリマス、併ナガラ偶々本法ヲ制定スルニ當リマシテ、其立法ノ點ニ關シ、餘リニ廣汎

ナル委任勅令ニ俟ツコトニ相成ッテ居リマスルコトハ、洵ニ憲法ノ大精神ニ照シ好マシカラザル所デアリマス、併ナガラ時ハ正ニ舉國一致ヲ要求スル戰時體制下ニ在ル、敢テ之ヲ認ムル所以デアリマス、故ニ本法ノ立法例ヲ以テ、將來ニ向ッテ其範ヲ垂ル、ト云フコトハ、斷ジテ吾々ノ忍ビ難キ所デアリマスカラ、此點政府ハ銘記セラレタイノデアリマス、尙ホ本案ノ内容ニ付キマシテハ、略之ヲ承知スルコトガ出來マシタガ、併シ千變萬化スル事態ニ即應スルノ故ヲ以テ、其内容ノ大部ニ向ッテ之ヲ知ル由ガナカッタノデアリマス、併ナガラ千變萬化スルト云フ其事態ニ鑑ミマシテ、一面已ムヲ得ザルモノト之ヲ認ムルノデアリマス、仍テ政府ハ將來勅令ヲ發セラル、場合ニ當ッテ、國家總動員審議機關ニ其内容ヲ諮問セラルルコトヲ御提議ニ相成ッテ居リマス以上ハ、將來努メテ同委員會ニ對シマシテ、勅令ヲ奏請スル前ニ、内容ヲ十分討議スルノ機會ヲ與ヘラル、コトヲ、吾々ハ今日ヨリ特ニ申上ゲテ置キタイト思ヒマス、併シ是等ガ行政トナッテ現レマスル場合ハ、行政ヲサルルノハ勿論政府デアリマスル以上ハ、政府ノ措置ノ適切ナリヤ否ヤハ、懸ッテ國家内外ノ重大性ニ大ナル關係ヲ有シマスルコトハ

勿論デアリマス、其運用ニ當リマシテハ、誠心誠意、萬違算ナカラシコトヲ期セラレタイト思ヒマス、仍テ我が黨ハ之ニ決議ヲ附帶シ、本案ニ賛成ヲ致ス所以デアリマス、其決議ノ内容ニ付キマシテハ、政友會ト同様デアリマスルノデ、政友會側ヨリ其決議ノ内容ヲ一括シテ申上グルコトニ致シタイト思ヒマス、茲ニ簡單ニ賛成ノ意ヲ表シマス

○小川委員長 西岡竹次郎君

○西岡委員 私ハ只今議題トナリマシタル國家總動員法案ニ對シマシテ、立憲政友會ヲ代表シテ賛成ノ意見ヲ述べタイト思フノデゴザイマス、本法案ハ我國憲法布カレマシテ以來ノ空前ノ劃期的ナル大法案デアリマス、ダカラ私共ハ本法案ニ關シマシテハ、本案ガ今議會ニ提案セラル、ニ至リマシタル環境、事情、言葉ヲ換ヘテ申シマスレバ、今日ノ我國ノ非常重大時局ノ認識ニ立ッテ觀察シナケレバ、本法案ヲ把握スルコトハ困難デアルト思フノデアリマス、本案ニ關シマシテ、本會議委員會ヲ通ジマシテ論ゼラレマシタル所ノ要點ハ、第一ハ憲法第三十一條ト本法トノ關係ニ付テ、本法ハ第三十一條ノ 天皇ノ 非常大權ヲ犯スモノデハナイカ、大權干犯ノ疑ガアリハシナイ

カト云フ點、及ビ本法ハ委任命令ガ餘リニ多過ギル、斯ノ如キ廣汎ナル委任立法ハ、我國憲法ノ精神ニ反スルデハナイカト云フ點ニ付テ、非常ナル議論ガアツタノデアリマス、併ナガラ只今本法ノ制定ノ有無ニ拘ラズ、第三十一條ノ非常大權ハ戰時事變ニ必要ノ際ニハ何時デモ發動スルノデアル、決シテ本法ガ 天皇ノ 非常大權ノ發動ヲ妨グルモノデモナケレバ、犯スモノデモナイノデアルト私共ハ考ヘルノデゴザイマス、又委任命令ガ多過ギルト云フコトハ、今日ノ世界ノ情勢ヨリ見マシテ、戰爭ガ何時如何ナル形ヲ以テ勃發スルカ分ラナイシ、又千變萬化スル戰爭事態ガ刻々ト發生スルニ付テ、之ニ即應致シマシタル處置ヲ執ルニハ、一々法律ノ公布ヲ待ッテ居テハ對處出來ナイト考ヘルノデアリマス、是等ノ具體的細密ノ處置ニ付テハ、政府ニ委スヨリ外ハナイト考ヘルノデアリマス、固ヨリ委任命令ガ多過ギルト云フコトハ、國民ノ一部ニ不安ヲ與ヘルコトニナルカラ、之ニ付テハ本法ノ第五十條ノ審議會ノ規定ヲ設ケテアルガ、此審議會ニ國民ノ代表者タル所ノ議員ガ過半数參加スルコトニ依リマシテ、此不安ハ一部緩和セラレルノデアルト思フノデアリマス、要スルニ法理論ト致シマシ

テハ色々ノ議論モ立ツト思ヒマス、本法ハ
戰時ノ場合ノ立法デアル、平時ノ場合ノ氣
持デハ本法ノ必要性ガ、切實ナル氣持ヲ受
入レラレナイカモ知レナイト思ヒマス、國
ヲ舉ゲテ戰ハナケレバナラス、戰爭目的達
成ノ爲メ本法ガ必要デアルト云フコトヲ痛
感致シマス以上ハ、本案ニ賛成セザルヲ
得ナイノデアリマス、戰時、又ハ緊急事態
ノ發生ニ付テハ非常大權ノ發動ナリ、緊急
勅令ノ發動ナリニ依ツテ間ニ合フデハナイ
カトノ議論ニ對シマシテハ、今後ノ戰爭ハ
國力戰デアリマスルガ故ニ、陸海軍兵力ノ
整備ハ固ヨリ、戰鬥員タルト非戰鬥員タル
トヲ問ハズ、又ハ軍需品タルト民需品タル
トヲ問ハズ、國ヲ舉ゲテノ人ト物トノ國家
總動員體制ノ整備ガ、絕對的ニ必要デアル
ト思フノデアリマス、カルガ故ニ平時カラ戰
時ニ際シテ、國家權力ガ如何ニ發動スルカ
ト言フ大綱ダケデモ、法律トシテ議會ノ協
賛ヲ得テ置イテ、之ヲ豫メ國民ニ知ラシメ
テ置クト云フコトガ、國家總動員ノ準備ノ
爲ニ、絕對ニ必要ナリト信ズル者デゴザイ
マス、是ガ又事件ガ起ル度ニ議會ニ諮ラズ、
政府ガ勝手ニ多數ノ緊急勅令ヲ出スト云フ
コトヨリモ、ヨリ立憲的ナヤリ方デアルト
思フノデアリマス

第二ハ國家總動員ハ、國民ノ愛國心ニ懇

ヘナケレバナラス、法律ニ依ツテ強制スベキ
デハナイ、日清、日露ノ戰ハ言フニ及バズ、
滿洲事變及ビ近クハ支那事變ニ於テ國民ノ
示シタル協力一致ハ、此間ノ事情ヲ能ク説
明シテ居ルデハナイカ、今更法制化スル必
要ハナイトノ議論デアリマスルガ、成程私
共日本人ハ世界ニ誇ルベキ大和魂ヲ持ッテ
居リマス、一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ズル
ノ覺悟ハ、何人モ日本人ノ全部ガ持ッテ居リ
マス、併ナガラ今日ノ戰爭ハ、前ニモ申シ
マシタヤウニ國力戰デアリマス、人ト物ト
ノ總動員體制ノ整備ニ依ツテ、勝敗ハ定マル
ト思フノデアリマス、國民ノ愛國心ト忠誠
心ダケデハ、戰爭ノ目的ノ達成ハ困難デア
ルト思フノデアリマス、即チ戰時ニ於テ國
家權力ガ、人ト物トノ上ニ如何ニ發動スル
カト云フ大綱ヲ決メテ置イテ、國民ヲシテ
之ニ對スル準備、心構ヘヲサセテ置クト云
フコトハ、絕對的ニ必要デアルト信ズルノ
デアリマス、即チ此國家總動員ノ根據トナ
ルベキ法律ノ制定ガ、是非必要デアルト思フ
ノデゴザイマス、此法案ガ議會ニ現レテ來
マスルヤ、國民ハ非常ニ驚イタ、即チソレ
ハ背後ニ何等カ文字ニ現レナイ、目ニ見エ
ナイ所ノ力ガ動イテ居ルノデハナイカ、「フッ

シ」的思想ガアルノデハナイカ、或ハ「ナ
チス」的思想ガ動イテ居ルノデハナイカト
云フ心配ガアッタノデアリマス、議會ヲ否認
シ、憲法ヲ中止スル力ガ動イテ居ルノデハ
ナイカト云フ疑ガ莫キニシモアラズデアッ
タノデアリマス、併ナガラ本案ノ審議ガ進
ムニ連レマシテ、是等ノ疑モ、心配ハ霧レ
テ來タト私ハ思フノデアリマス、今此總動
員法ノ沿革ヲ繹ネテ見マス、政友會ノ原
內閣時代ニ國勢院ガ創設セラレマシテ、國
家總動員法ヲ考慮シテ居ッタノデアリマス、
此處ニ居ラレル篠原議員ハ國勢院ノ書記官
ト致シマシテ、當時之ニ參畫セラレタ一人
デアル、併ナガラ是ハ中途ニ中止セラ
レタノデアリマス、田中政友會內閣時代ニ
ナリマシテ、資源局ガ作ラレマシテ、此總動
員法ノ調査成案ニ取掛ッタノデゴザイマス、私
モ其ノ委員ノ一人デアリマシタ、其後濱口
民政黨內閣時代ニナリマシテ、成案ヲ得ラ
レタノデアリマスガ、此間百數十回ノ會議
ヲ開イテ研究シ、爾來其成案ハ資源局ノ倉
庫ノ内ニ平和ノ夢ヲ貪ッテ居ッタノデアリマ
ス、此案ノ精神ヲ法文化致シマシタノガ、
此度ノ國家總動員法案デゴザイマス、是ガ
今日時局ノ緊迫ニ依ツテ表面ニ現レテ來タ
ノデアリマス、即チ今日此法案ハ恰モ軍部

官僚ノ獨創ニ依ツテ、卒然ト現レテ來タカノ
如ク思ハレテ、是ガ國民一般ノ心配ノ種ト
ナッテ居ルヤウデアリマスガ、其實政黨ガ逸
早く斯様な法案ノ必要ナルコトヲ認メテ、
其成案ヲ急イデ居ッタト云フノデアリマス、
斯様ニ元來政黨ガ本案ノ創設者デアリ、主
張者デアッタノデアリマス、カルガ故ニ本
來ナラバ此重大時局ト考ヘ合セル時、政黨自
ラガ進ンデ本案ノ提出ヲ要求スベキデアッ
タトモ考ヘラレルノデアリマス、斯様ニ考
ヘ至リマスル時ニ、本案ニ對シマスル國民
ノ懷イテ居タ背後、裏面的ニ何カアリハシ
ナイカト云フ不安ハ、私ハ解消スルモノデ
アルト思フノデアリマス、尙ホ又近衛總理
大臣ハ、本案ニ付キマシテ私共ノ最モ心配
シテ居リマシタル議會否認、或ハ憲法中止、
或ハ「フッシ」的思想ガ本案ノ背後ニア
ルノデハナイカト云フコトニ付テ、ハッキ
リト明快ナル答辯ヲ吾々ニ與ヘテ居ラレル
ノデアリマス、ソレハ近衛總理ハ「此法律
ヲ立案スルニ當ツテ、其背後ニ何カ恐れベキ
一種ノ思想ガ存在シテ居ルガ如キ御心配ガ
アルヤウニ考ヘルノデアリマス、或ハ議會ヲ
否認スルトカ、或ハ憲法ヲ無視スルトカ云
フガ如キ思想ガ横ッテ居ルガ如キ御心配ガ
アルヤウデアリマス、併ナガラ總動員法ノ

制定ト云フコトニ付テハ十數年前カラ資源局ニ於キマシテ、此立案ニ取掛ッテ居ッタノデアリマス、サウ云フ次第デアリマスガ故ニ、此法律ト云フモノハ、今日卒然トシテ所謂一種ノ「ファッショ・イデオロギー」ト申シマスカ、サウ云フ風潮ニ乗ッテ突然ト生レテ來タモノデハナイノデアリマス、且ツ此法律ハ主トシテ戰時ニノミ適用セラル、ノデアリマス、戰時ニノミ適用セラル、此法律ハ、平時ニ適用セラル、「ナチス」ノ法律トハ、本質ニ於テ異ナルモノデアルト考ヘテ居ルノデアリマス、要スルニ、一朝有事ノ秋ニ、或ハ緊急勅令トカ或ハ非常大權ノ發動ニ依リマシテ總動員ノ實施ヲ行フト云フヨリハ、豫メ其大綱ダケデモ議會ノ御協贊ヲ得テ、一ツノ法律トシテ制定シテ置クト云フ方が、寧ロ立憲ノ精神ニ適フノデハナイカト云フ風ニモ考ヘテ居ルノデアリマス、申ス迄モナク我國ノ政治ノ衝ニ當リ、此國政ノ運用ヲ致シテ參ル根本ノ精神ハ、何處マデモ此憲法ノ條規ニ依ッテ議會ヲ尊重シ、飽マデ憲法ノ範圍内ニ於テ之ヲ行ッテ參ラナケレバナラスノデアリマス」斯様ニ近衛總理大臣ハ言ッテ居ラレルノデアリマス、私共ハ近衛總理大臣ノ此法案ニ對スル考ヘ方ハ、我國ノ立憲政治ニ對スル御信念ヲ承ッテ、滿腔ノ信賴ヲ致シテ

宜イト思フノデアリマス、總理大臣トシテ
ノ近衛公爵カラ此力強イ言明ヲ得タコトハ、
將來此法案ノ運用ニ付テ一種ノ安全保障ヲ
得タト私ハ信ジテ宜イト思フノデアリマス、
何トナレバ近衛公爵ハ、只今總理大臣デ
アラル、ケレドモ、近衛公爵ノ立場ハ朝ニ
在ラレルト野ニ在ルトヲ問ハズ、日本將來
ノ政治ノ運用ニ付キ、重大ナル作用ヲ爲ス
ベキ地位ニ居ラレルコトハ、何人モ認メル
所デアルト思ヒマス、其近衛公爵ガ今述ベ
マシタ御信念ノ如キ、強イ保障ヲ與ヘラレ
マシタ以上ハ、私共國民ハ近衛公ノ此信念
ヲ信ジテ、本法運用ニ付テ聊カノ懸念モ要
ラナイト解シテ宜イト考ヘルノデアリマス、
私共ハ本法案ノ運用如何ニ付テハ、私共ノ
子孫ニ對シテ重大ナル責任ト義務ヲ感ズル
ノデアリマス、申スマデモナク、本法ハ其
ノ運用ノ如何ニ依ッテ殺人劊トモナレバ、活
人劊トモナル、願クハ何時マデモ本法ガ活人
劊トシテ使用セラレルヤウ、近衛首相ガ憲
政運用ニ關シ、議會ヲ通ジテノ言明ヲ飽マデ守
ラレマシテ、憲政ノ爲ニ御奮闘ヲ切望スルト
共ニ、現内閣ニ限ラズ、今後ニ來ル所ノ如何ナル
政府ト雖モ、本法ノ運用ニ當リマシテハ本
委員會、本會議ヲ通ジテ爲サレマシタル質疑
應答ノ趣旨ヲ體シ、立法ノ精神ヲ玩味シテ誤

ナカラシコトヲ、將來ノ爲ニ強ク警告致シテ置ク次第デゴザイマス、即チ私ハ時局重大性ニ鑑ミ、大乘の見地カラ本案ニ對シマシテ贊成ノ意ヲ表スル次第デアリマス

尙ホ私ハ立憲民政黨ト立憲政友會ト聯合致シマシテ、本法案ニ對スル贊成ヲ致スニ當リマシテ、共同ノ附帶決議ヲ作成致シテ居リマスカラ、只今ソレヲ朗讀致シマス

附帶決議

一 本法ノ如キ廣汎ナル委任立法ハ全ク
異例ニ屬ス政府ハ將來努メテ其ノ立法
化ヲ圖ルト共ニ官吏制度ノ改革ヲ斷行
シ又之ガ運用ニ當リテハ憲法ノ精神ニ
悖ラザルベキハ勿論國民愛國心ノ自主
的發露ヲ基調トシ苟モ本法ヲ濫用シテ
人心ノ安定ヲ脅威シ產業ノ發達ヲ阻止
セザル樣嚴ニ戒心スベシ

二 本法ノ制定ト共ニ政府ハ進シデ世界ノ平和ヲ實現シ文運ノ進歩ニ貢獻スル爲速ニ外交機能ヲ刷新シ新ニ對外國策ヲ確立スベシ

以上デゴザイマス、之ヲ以テ私ノ贊成演説
ヲ終リマス

○小川委員長 井阪豊光君

○井阪委員 本員ハ第一議員俱樂部ヲ代表シ、本案ニ賛成ノ意思ヲ表シマス、本案ト

憲法トノ關係ヲ檢討致シマスルニ、毫モ憲法ノ規定ニ觸ルル點ガナイノデアリマス、又今ヤ時局ノ重大性ニ鑑ミマシテ、吾々ハ本案ニ賛成ノ意ヲ表スル次第デアリマス、本案施行ト相俟ツテ政府ニ御留意ヲ御願シタイ點ガ數點アルノデアリマス

一、政府ハ本法施行ト相俟テ國防思想ノ普及及ビ徹底ノ方策ヲ立ツル事

二、内閣制度其他行政機構ノ改革竝ニ官界ノ刷新肅正ヲ斷行スル事

三、教學ノ刷新興隆ヲ期スル事

四、國家總動員審議會ノミナラズ本法施行ノ際設ケラルベキ各省委員會モ之ヲ設置ノ趣旨ニ鑑ミ貴衆兩院議員竝ニ民間權威者ヲ中心トスル事

此數點デアリマス、是等ノ詳細ナル點ハ本會議ニ譲リマス

○小川委員長 淺沼稻次郎君

○淺沼委員　私ハ社會大衆黨ヲ代表致シマシテ、本案ニ贊成ノ意ヲ表明シタイト思ヒマス、本案ガ本議場ノ議題ニナリマシテ以來、政民兩黨ノ内部ニ於テ本案ニ反對スルガ如キ傾向ガアツタノデアリマスルガ、本日滿場一致本案ガ通過スルヤウナ傾向ニナツタコトハ、國家ノ爲ニ洵ニ慶賀ニ堪ヘナイト考ヘルノデアリマス、戰時竝ニ事變ニ際シテ國家

ノ國民ニ求ムル所ハ大デアリマス、而モ臣民ノ權利義務ニ關スル憲法上ノ保障ガ、大權ノ執行ヲ妨ゲザルコトハ勿論、臣民ノ權利義務其モノモ法律ノ範圍内ニ於テ享有スルノデアリマスルカラ、本法第一條ニ規定セルガ如ク、

戰時並ニ戰爭ニ準ズル事變ニ際シ、國家ガ國防目的達成ノ爲ニ國ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムルヤウ、人的物的資源ヲ統制運用スルハ當然ト思ヒマス、又最近ノ戰爭ガ生産力ト生産力ノ爭デアリ、國力ト國力ノ爭デアル以上、國家總動員法ガ金融及ビ資金ノ統制、輸出入貿易ノ統制、産業労働ノ統制、物價ノ統制ヲ規定スルコトハ、戰爭遂行ノ上ニモ、

國民生活ノ最小限度ノ安定ノ上ニモ、是ハ必要デアルト私共ハ考ヘルノデアリマス、更ニ支那事變ハ長期戰ニ入り、第二段階ニ入ッテ居ルノデアリマス、支那事變ノ次ニ來ルモノ、又我國ノ國際的ニ置カレテ居ル立場ヲ考慮シテ見マスルナラバ、今ヨリ立法ヲ致シマシテ、用意ヲシテ置ク必要ガアルト思フノデアリマス、或人ハ一旦緩急アレバ義勇公ニ奉ズルノガ我國三千年ノ傳統デア

アルカラシテ、愛國心ニ期待スベキデアルト云フコトヲ御述ベニナルノデアリマスルガ、固ヨリ國民ノ愛國心ニ懇ヘナケレバナリマセス、併ナガラ先程西岡君ガ言ハレマ

シタ通り、近代戰ガ國力ト國力トノ爭デアル限りニ於キマシテハ、今ヨリ準備シテ之ヲ法制化シテ置ク必要ガアルト私共ハ考ヘルノデアリマス

更ニ申上ゲタイコトハ、此運用ニ付テデアリマスルガ、本法ハ戰時並ニ戰爭ニ準ズル事變ニ際シテ廣大ナル權限ヲ議會ガ行政府ニ委任スルモノデアリマス、一步其運用ヲ誤ラシカ、重大ナル結果ニナルト私ハ思フノデアリマス、尙且ツ現今官僚獨善ノ聲ヲ聽クノデアリマス、即チ此委員會ノ席上ニ於テモ、本會議ノ席上ニ於テモ、又各種委員會ニ於キマシテモ、官僚獨善ト云フ聲ヲ聽クノデアリマス、是ハ或ル意味カラ申上ゲマスルナラバ、學國的輿論デアルト言ッ

テモ差支ハナイト思ヒマス、此點ニ付テハ政府自體ハ大ニ心セナケレバナラスト思ヒマス、現在ノ如キ固定化シ老朽化シタル行政機構、官吏機構ヲ以テ致シマシテハ、本法ノ運用ノ重任ニハ堪ヘナイト思フノデアリマス、本法運用ニ當ッテハ、私ハ斷ジテ軍部獨善ニ陥ッテハナラスト考ヘマス、又斷ジテ行政部獨善ニ陥ッテハナナイト思ヒマス、飽マデモ獨善の傾向ヲ打破致シマシテ、

軍部、政府、政黨三位一體トナッテ、學國一致ノ體制ヲ強化シテ、其下ニ運用サレナケ

レバナラスト思フノデアリマス、サウ云フ點カラ致シマシテ五ツノ希望條件ヲ附シテ、私共ハ本案ニ賛成ヲ致シマス、希望條件ヲ朗讀致シマス

一、本法ハ最モ廣汎ナル劃期的國家統制ノ規定ニシテ老朽固定セル現行行政機構ヲ以テシテハ所期ノ目的ヲ達成シ難キニ鑑ミ政府ハ内閣制度、中央並ニ地方行政機構、官吏制度等全般ニ互ル刷新改革ヲ斷行スベシ

イ、國務大臣ト各省大臣トヲ分離シ各省割據ノ弊ヲ矯メ内閣ノ強化ヲ圖ルベシ

ロ、各省並ニ部局ノ廢合新設及ビ地方行政機構ノ改革ヲ行ヒ本法ノ運用ニツキ事務ノ圓滑ト敏速トヲ期スベシ

ハ、文官任用令ヲ改正シテ民間有能者ヲ登用スルト共ニ官吏身分保障令ヲ廢止シ官吏再教育機關ヲ設置シ以テ官吏ノ事務執行ニ關スル責任ヲ明カニスベシ

二、本法ハ國民ノ舉國の協力ヲ基礎トスルニ非ザレバ所期ノ目的ヲ達成シ難キニ鑑ミ舉國の體制ヲ完成スルタメ常置委員會ノ設置、選舉制度ノ改正ヲ含ム衆議院ノ改革並ニ華族議員ノ減少、

職能代表ノ參加ヲ含ム貴族院ノ改革ヲ斷行スベシ

三、本法ノ運用ニ關シテハ政府獨善ニ陥ルコトヲ避ケ、國家總動員審議會ニ準ジテ本法ノ統制條項別ニ委員會ヲ設置スベキハ勿論、從來ノ政府諮問委員會ニ見ルガ如ク形式ニ墮スルコトナク國民各階層ノ創意ヲ積極的ニ反映セシメル様最善ノ努力ヲ拂フベシ

四、本法ノ運用ニヨル直接ノ經濟的損失ニツイテハ補償ノ規定アルモ間接ノ損失ニツイテハ何等ノ規定無キヲ以テ、政府ハ本法ノ運用ニツキ國民生活ヲ阻害セザルヤウ萬全ノ注意ヲ拂フト共ニ戰時社會政策ノ徹底ヲ期スベシ

五、本法中銃後生産力ノ擴充ト労働動員ニ關スル規定ノ重要性ニ鑑ミ政府ハ労働者ノ積極的協力ヲ實現シ得ルヤウ速ニ労働國策ヲ確立スベシ

以上ヲ以テマシテ、本案ニ對スル賛成ノ意思ヲ表明ト致シタイト考ヘル者デアリマス

○小川委員長 今井新造君 ○今井委員 私ハ第二控室ノ代表トシマシテ、本案ニ對スル賛成ノ意思ヲ明ニシタイト考ヘルノデアリマス、本案ハ戰時ノ非常立法トシテ、國防目的達成ノ爲ニ絶對必要

ノ法律デアルト云フコトヲ、私共ハ當初カ

ラ痛感致シマシテ、其成立ノ一日モ速カナ
ランコトヲ熱望致シタノデアリマス、然ル

ニ本會議竝ニ委員會ヲ通ジテノ言説、空氣
等ヨリ觀察致シマシテ、洵ニ憂心措ク能ハザ

ルモノガアッタノデアリマスガ、幸ヒ本日各
派代表者ノ大同小異ノ希望意見ヲ附セラレ

マシテ、本案ニ賛成ノ意思ヲ明ニセラレマ
シタコトハ、私共モ國家ノ爲ニ衷心ヨリ欣

快ニ存ズル次第デアリマス、本案ノ運用方
法ニ付キマシテ、私共ト致シマシテハ一二

ノ希望意見ヲ持ッテ居リマスガ、速ニ此委員
會ニ於テ是ガ可決ヲ見、本會議ニ上程サレ

マスコトヲ希フ點ヨリシマシテ、私ハ其意
見ヲ本會議ニ讓ルコトト致シマシテ、唯本

案ニ對シテ此機會ニ賛成デアルト云フ意思
表示ヲ致シテ、之ヲ以テ終リマス

○小川委員長 三田村武夫君

○三田村委員 私ハ東方會ヲ代表致シマシ

テ、簡單ニ本案賛成ノ意思ヲ表示致シマス、
吾々東方會ハ、既ニ久シキ以前ヨリ國防目

的達成ノ爲ノ國家總動員體制確立ヲ要望致
シテ參リマシタノデ、寧ロ本案ノ提出ノ遲

キヲ憾トスル者デアリマス、私ハ本案ニ贊
成スルニ當リマシテ、政府ニ一言致シテ置

キタイノデアリマス、即チ政府ハ本法成立

ト相俟ッテ

第一、政府自身ガ總動員體制ヲ確立スル

コト

第二、經濟ノ總動員體制即チ戰時經濟體

制ヲ確立スルコト

第三、此總動員體制ノ確立ニ依ッテ日支

事變ノ徹底ノ解決ヲ期スルコト

此三點ヲ政府ニ要求シタイノデアリマス、
實ハ率直ニ申上ゲマス、今度ノ支那事變

ニ際シマシテ、赤誠ヲ傾ケ、肉彈ヲ捧ゲテ
君國ニ報ジタ國民ノ名ニ於テ、私ハ寧ロ此

法案ヲ政府竝ニ日本ノ政治經濟ヲ動カシツ
ツアル上層部ノ人々ニ獻上シタイノデアリ

マス、其意味カラ私ハ前段ニ申シマシタ三
ツノ要求ヲ致シマスノデ、ドウカ此點ハ政

府ニ於カレマシテモ、本法ノ施行ト相俟ッ
テ、十分御考慮アラシコトヲ希望致シマス、

詳細ハ本會議ニ讓リマシテ、簡單ニ之ヲ以
テ本案賛成ノ意思表示ト致シマス

○小川委員長 討論ハ終局致シマシタ、是

ヨリ採決致シマス、原案ニ賛成ノ諸君ハ起
立ヲ願ヒマス

〔總員起立〕

○小川委員長 全會一致、國家總動員法案

ハ可決致シマシタ——次ニ立憲民政黨竝ニ
立憲政友會ノ共同提案ニ係ル附帶決議ニ付

テ採決致シマス、此附帶決議ニ賛成ノ諸君
ハ起立ヲ願ヒマス

〔總員起立〕

○小川委員長 全會一致、此附帶決議ハ決

定致シマシタ——是ニテ本委員會ニ於ケル
議事ハ全部終了致シマシタ、去ル二月二十

六日第一回ノ委員會ヲ開會致シマシテヨリ、
茲ニ回ヲ重ヌルコト十四回、極メテ重要ナ

ル議事ノ爲メ、時ニ深夜迄會議ヲ繼續シタノ
デアリマスガ、此間熱心ニ審議ヲ盡サレタ

ル諸君ノ勞ヲ多ト致シマス、茲ニ本委員會
ヲ終了スルニ當リマシテ、委員諸君ノ熱誠

ニ對シテ深ク感謝ノ意ヲ表シマス、是ニテ
散會致シマス(拍手)

午後五時三十七分散會

衆議院國家總動員法案委員會
議錄第十三回中正誤

頁 段 行 誤 正
五四 一四 「スムーム」 「スムース」